労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）		
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	（略）	一パーセント未満
ベンジルアルコール		一パーセント未満
ベンゼン	（略）	
（略）		

改正前

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）		
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	（略）	
（新設）		
ベンゼン	（略）	
（略）		

附　則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十号）の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。